

# 平成十二年度 宅地建物取引業法施行状況調査について

国土交通省総合政策局不動産課  
不動産流通適正化推進室  
適正取引係長 茂原 博

## 一 宅地建物取引業者の状況

- ① 平成一四年三月末（平成一三年度末）現在、宅地建物取引業者数は、大臣免許業者二、〇六五業者、知事免許業者一三三、二一八業者、全体で、一三五、二八三業者であった。
- ② これを前年度と比較すると、大臣免許業者は△六一業者（△二・九％）、知事免許業者△三、四七二業者（△二・五％）であり、全体で△三、五三三業者（△二・五％）と大幅な減少が見られた。この業者数の大幅減の主な要因は、廃業をした業者が前年度と比較して七三〇業者程度増加したこと、平成一一年度及び平成一二年度に行われなかった免許の期限切れ処理（※参照）が平成一三年度に二、二〇〇業者程度行われたこと等に起因する。

【表一】、【図一】

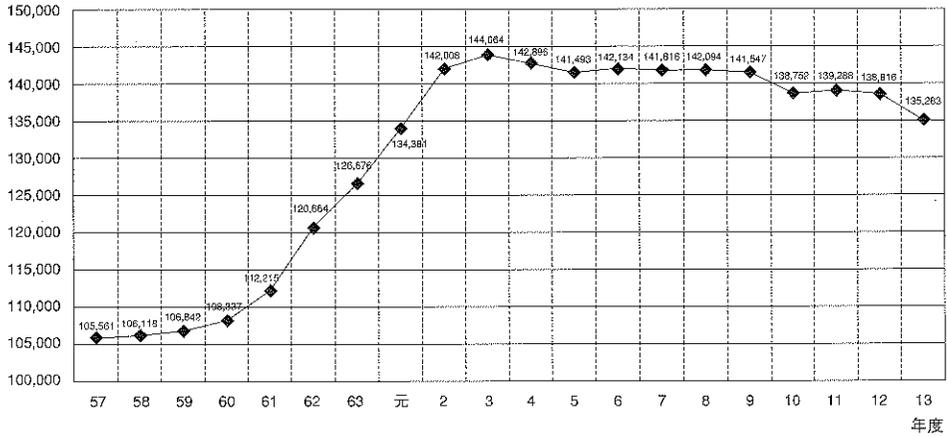
※平成七年度に行われた宅建業法第一次改正において、免許の有効期間が三年から五年に延長されたことに伴い、八年度及び九年度に免許の更新申請を行う業者は、従来の制度では一年度及び二年度が免許の有効期間の満了日となるはずであったが、本改正によりこれらの業者の免許の有効期間の満了日が一三年度及び一四年度になったことにより、一一年度及び一二年度に免許の有効期間が満了する業者が殆ど存在しなくなった。このため、一一年度及び一二年度においては、期限切れの処理が殆どされなかった。

【表一】 免許種類別・組織別 宅地建物取引業数の推移（過去10年間）

	大臣免許			知事免許			合計		
	法人	個人	計	法人	個人	計	法人	個人	計
4年度	2,318	12	2,330	104,671	35,895	140,566	106,989	35,907	142,896
5年度	2,259	10	2,269	104,067	35,157	139,224	106,326	35,167	141,493
6年度	2,218	13	2,231	105,205	34,698	139,903	107,423	34,711	142,134
7年度	2,240	14	2,254	105,168	34,394	139,562	107,408	34,408	141,816
8年度	2,241	13	2,254	106,616	33,224	139,840	108,857	33,237	142,094
9年度	2,200	13	2,213	106,807	32,527	139,334	109,007	32,540	141,547
10年度	2,174	11	2,185	104,992	31,575	136,567	107,166	31,586	138,752
11年度	2,144	9	2,153	105,933	31,202	137,135	108,077	31,211	139,288
12年度	2,118	8	2,126	106,171	30,519	136,690	108,289	30,527	138,816
13年度	2,057	8	2,065	103,899	29,319	133,218	105,956	29,327	135,283

※ 当該年度の年度末業者数を表す。

【図一】 業者数  
宅地建物取引業者数の推移（過去20年間）



【表一】 宅地建物取引主任者資格試験の実施状況

年度	申込者数	受験者数	合格者数
4年度	282,806	223,700	35,733
5年度	242,212	195,577	28,138
6年度	248,076	201,542	30,500
7年度	249,678	202,589	28,124
8年度	244,915	197,168	29,065
9年度	234,175	190,131	26,835
10年度	224,822	179,713	24,930
11年度	222,913	178,384	28,277
12年度	210,465	168,094	25,928
13年度	204,629	165,104	25,263

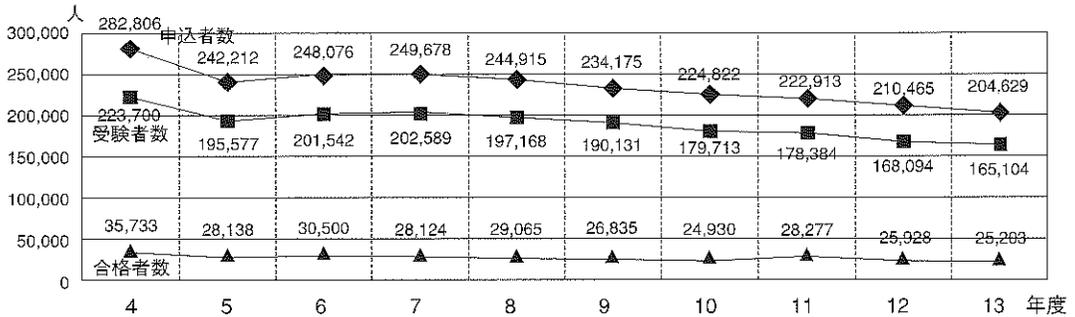
二 宅地建物取引業者の状況

①平成一三年度の宅地建物取引主任者資格試験は、申込者数二〇四、六二九人、受験者数一六五、一〇四人、合格者数二五、二〇三人であった。

【表一】、【図一】

【図二】

宅地建物取引主任者資格試験の実施状況

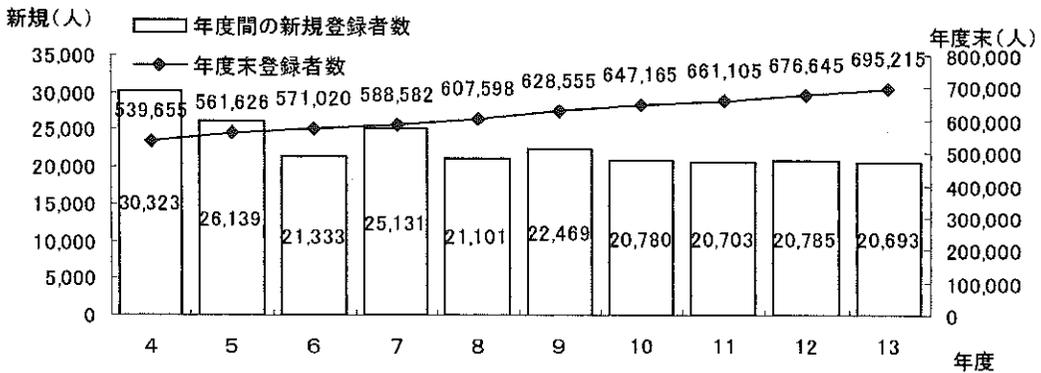


【表-3】 宅地建物取引主任者登録者数の推移

	年度間の 新規登録者数	年度末登録者数
4年度	30,323	539,655
5年度	26,139	561,626
6年度	21,333	571,020
7年度	25,131	588,582
8年度	21,101	607,598
9年度	22,469	628,555
10年度	20,780	647,165
11年度	20,703	661,105
12年度	20,785	676,645
13年度	20,693	695,215

②平成一三年度に都道府県に取引主任者の登録を新たに受けた者は二〇、六九三人、平成一三年度末の登録者数は六九五、二一五人であった。  
【表-3、図-3】

【図-3】 宅地建物取引主任者登録者数の推移



- 三 監督処分等の状況
- ①平成一三年度に宅建業法に違反した業者に対して国土交通大臣及び都道府県知事が行った監督処分は次のとおりであり、免許取消件数が増加傾向にある。
- (1) 免許取消処分二八一件(対前年度十二六件、+一・二%)
  - (2) 業務停止処分九一件(対前年度△五件、△五・二%)
  - (3) 指示処分九五件(対前年度+四件、+四・四%)
  - (4) 合計四六七件(対前年度+二五件、+五・七%)

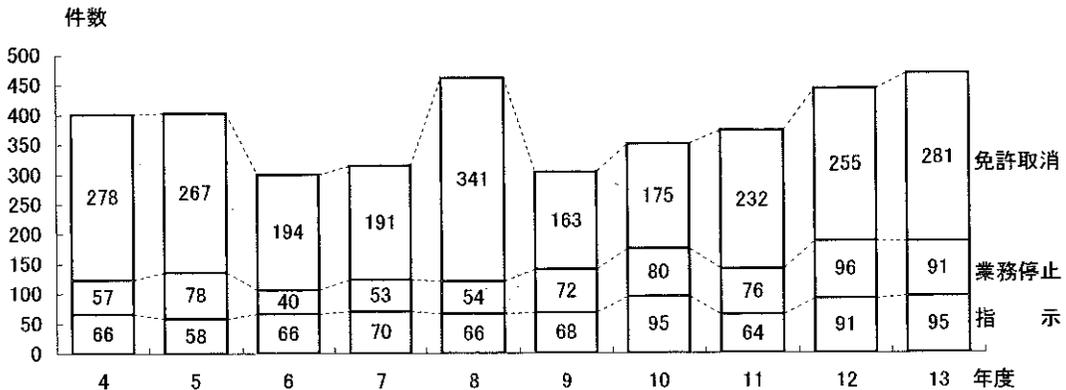
【表-4、図-4】

【表一 4】 監督処分件数等の推移

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
免許取消	278	267	194	191	341	163	175	232	255	281
業務停止	57	78	40	53	54	72	80	76	96	91
指 示	66	58	66	70	66	68	95	64	91	95
計	401	403	300	314	461	303	350	372	442	467

注) 平成8年度免許取消については、平成2年の商法改正(平成7年度まで猶予措置)において、「最低資本金制度」が導入されたことにより、最低資本金を満たさずに解散した免許取消を含む。

【図一 4】 監督処分件数等の推移



四 苦情紛争相談件数の状況(概要)

平成一三年度に国土交通省及び都道府県宅地建物取引業主管部局に寄せられた宅地建物取引業者の関与した宅地建物の取引に関する苦情紛争相談件数は九、〇七四件であり、これを前年度と比較すると三七九件(十・四%)増加した。

この九、〇七四件のうち三、九五五件は、国土交通省(地方支分局及び沖縄総合事務局を含む)及び都道府県宅地建物取引業所管部本課で取り扱われたものであり、残り五、一一九件は都道府県が設置している相談所等において取り扱われたものである。

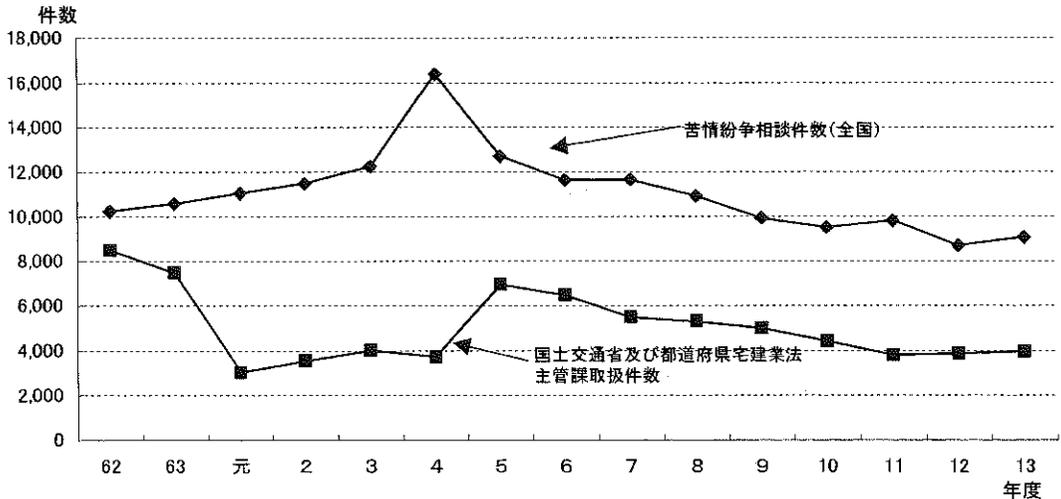
また、過去一〇年間の苦情紛争相談件数をみると、平成四年度をピークにやや減少傾向にあるが、本年度は宅地建物取引業者数が三、五三三業者も減少しているにもかかわらず、苦情紛争相談件数は三七九件増加していることから、苦情紛争相談の発生率は依然高いものと推測される。

【表一 5、図一 5】

【表一 5】 国土交通省及び都道府県における紛争相談件数

年 度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
紛争相談件数	16,392	12,722	11,641	11,650	10,918	9,928	9,511	9,815	8,695	9,078
うち本課扱い	3,716	6,950	6,467	5,482	5,287	4,995	4,412	3,795	3,869	3,955

【図一 5】 国土交通省及び都道府県における紛争相談件数の推移



五 取引態様別、要因別紛争相談件数の状況

国土交通省及び都道府県宅地建物取引業主管部局に寄せられた宅地建物取引業者の関与した宅地建物の取引に関する苦情紛争相談件数は九、〇七四件のうち、国土交通省及び都道府県宅地建物取引業所管部本課（以下「宅地建物取引業所管部本課」という。）で取り扱われた三、九五五件については、取引態様別や要因別に集計しているので、これらについて紹介する。

なお、宅地建物取引業所管部本課で取り扱われた三、九五五件を前年度と比較すると+八六件（+二・二％）と微増している。

①取引態様別紛争相談件数

平成一三年度に宅地建物取引業所管部本課で取り扱われた三、九五五件を取引態様別にみると、昨年度と同様、「売買に係る紛争」が一、五八五件（対前年度 +三件、+〇・二％）と最も多く、次いで「売買の媒介・代理に係る紛争」が一、二八三件（対前年度 +一五件、+一・二％）、「賃貸の媒介・代理に係る紛争」が一、〇八七件（対前年度 +六八件、+六・七％）となっており、一〇年前と仕較すると「賃貸の媒介・代理に係る紛争」の占める割合が大幅に増

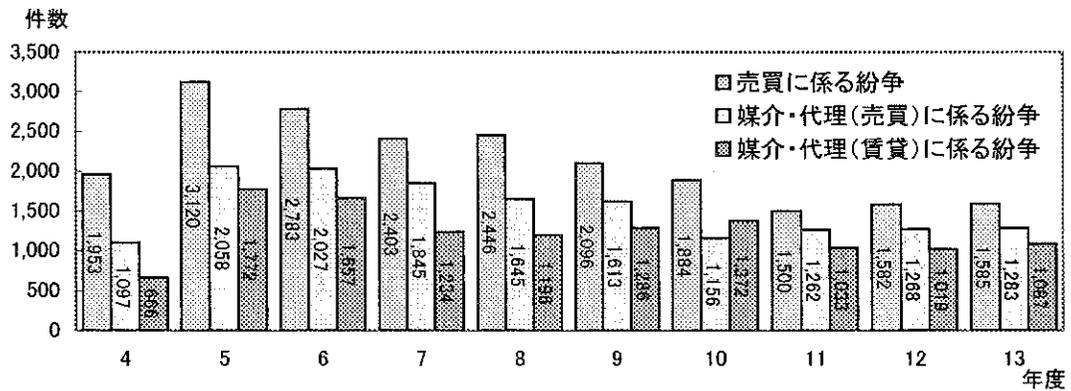
【表-6】 取引態様別紛争相談件数

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
売買に係る紛争	1,953	3,120	2,783	2,403	2,446	2,096	1,884	1,500	1,582	1,585
	52.6%	44.9%	43.0%	43.8%	46.3%	42.0%	42.7%	39.5%	40.9%	40.1%
媒介・代理(売買)に係る紛争	1,097	2,058	2,027	1,845	1,645	1,613	1,156	1,262	1,268	1,283
	29.5%	29.6%	31.3%	33.7%	31.1%	32.3%	26.2%	33.3%	32.8%	32.4%
媒介・代理(賃貸)に係る紛争	666	1,772	1,657	1,234	1,196	1,286	1,372	1,033	1,019	1,087
	17.9%	25.5%	25.7%	22.5%	22.6%	25.7%	31.1%	27.2%	26.3%	27.5%
合 計	3,716	6,950	6,467	5,482	5,287	4,995	4,412	3,795	3,869	3,955
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

下段は、各年度の構成比を表す

加している。  
【表-6、図-6】

【図-6】 取引態様別紛争紛争相談件数の推移



【表-7】 全体件数

物件の種類	平成13年度		対前年度		
	件数	構成比 (%)	件数	増減率 (%)	
宅 地	821	20.8	△65	△ 7.3	
土地付建物	新築	726	18.4	+36	+ 5.2
	中古	608	15.4	+39	+ 6.9
マンション	新築	542	13.7	+28	+ 5.4
	中古	1,217	30.7	+61	+ 5.3
別 荘 地	41	1.0	△13	△24.1	
合 計	3,955	100.0	+86	+ 2.2	

② 物件別苦情紛争相談件数  
(1) 物件別紛争相談件数(全体件数)  
平成一三年度に宅地建物取引業所管部  
本課で取り扱われた苦情紛争相談件数三、  
九五五件を物件別にみると、「中古マン  
ションに関するもの」が一、二一七件と  
最も多く、次いで「宅地に関するもの」が  
八二一件、「土地付建物(新築)に関する  
もの」が七二六件、「土地付建物(中古)  
に関するもの」が六〇八件、「新築マン  
ションに関するもの」が五四二件、「別荘  
地に関するもの」が四一件となっている。

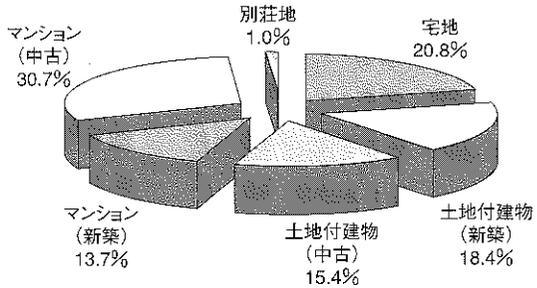
【表-7、図-7】

(2)

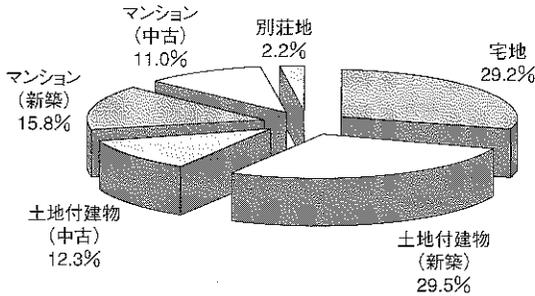
**売買に係る紛争相談件数**  
 売買に係る苦情紛争相談件数一、五八五件を物件の種類別にみると、「土地付建物（新築）」に関するものが四六七件と最も多く、次いで「宅地に関するもの」が四六三件、「新築マンションに関するもの」が二五〇件、「土地付建物（中古）」に関するものが一九五件、「中古マンションに関するもの」が一七五件、別荘地に関するもの三五件となっている。なお、構成比については昨年とほぼ同様であった。

【表一8、図一8】

【図一7】



【図一8】



【表一8】 売買に係る紛争相談件数

物件の種類	平成13年度		対前年度		
	件数	構成比 (%)	件数	増減率 (%)	
宅 地	463	29.2	△36	△ 7.2	
土地付建物	新築	467	29.5	+29	+ 6.6
	中古	195	12.3	△ 7	△ 3.5
マンション	新築	250	15.8	+13	+ 5.5
	中古	175	11.0	+ 5	+ 2.9
別 荘 地	35	2.2	△ 1	△ 2.8	
合 計	1,585	100.0	△ 3	+ 0.2	

【表一9】 売買の媒介・代理に係る紛争

物件の種類	平成13年度		対前年度		
	件数	構成比 (%)	件数	増減率 (%)	
宅 地	332	25.8	△25	△ 7.0	
土地付建物	新築	192	15.0	+ 5	+ 2.7
	中古	295	23.0	+30	+11.3
マンション	新築	182	14.2	+ 8	+ 4.6
	中古	281	21.9	+ 2	+ 0.7
別 荘 地	1	0.1	△ 5	△83.3	
合 計	1,283	100.0	+86	+ 1.2	

(3)

**売買の媒介・代理に係る紛争相談件数**  
 売買の媒介・代理に係る紛争相談件数一、二八三件を物件の種類別にみると、「宅地に関するもの」が三三二件と最も多く、次いで「土地付建物（中古）」に関するものが二九五件、「中古マンションに関するもの」が二八一件、「土地付建物（新築）」に関するものが一九二件、「新築マンションに関するもの」が一八二件、「別荘地に関するもの」が一件となっている。なお、構成比については前年度とほぼ同様であった。

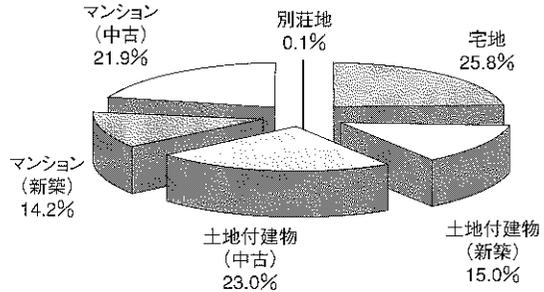
【表一9、図一9】

(4)

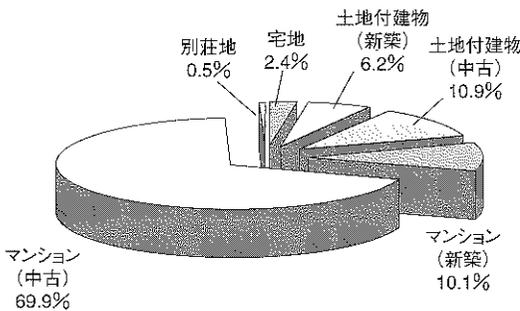
賃貸の媒介・代理に係る紛争相談件数  
賃貸の媒介・代理に係る紛争相談件数  
一、〇八七件を物件の種類別にみると、「中古マンションに関するもの」が七六一件と最も多く、次いで「土地付建物(中古)」に関するものが一一八件、「新築マンションに関するもの」が一〇〇件、「土地付建物(新築)」に関するものが六七件、「宅地に関するもの」が二六件、「別荘地に関するもの」が五件となっている。なお、構成比については昨年とほぼ同様であった。

【表10、図10】

【図9】



【図10】



【表10】 賃貸の媒介・代理に係る紛争相談

物件の種類	平成13年度		対前年度	
	件数	構成比 (%)	件数	増減率 (%)
宅地	26	2.4	△4	△13.3
土地付建物	新築	67	+2	+3.1
	中古	118	+16	+15.7
マンション	新築	110	+7	+6.8
	中古	761	+54	+7.6
別荘地	5	0.5	△7	△58.3
合計	1,087	100.0	+68	+6.7

③ 主要原因別紛争相談件数

(1) 全体件数

平成一三年度に宅地建物取引業所管部本課で取り扱われたもの三、九五五件を主要原因別にみると、「重要事項の不告知を含む重要事項説明等」に係るものが一、一七七件と最も多く、次いで「ローン解除を含む契約解除」に関するものが二七五件、「誇大広告等の禁止」に関するものが一九三件、「預り金・申込証拠金等の返還」に関するものが一九二件、「相手方等の保護に欠ける行為の禁止」に関するものが一五三件等となっている。

構成比の過去五年間の推移をみると、主なものとしては、「相手方等の保護に欠ける行為の禁止」に関するものが増加傾向にあり、これらは電話による長時間の勧誘・私生活又は業務の平穩を害するような行為によるものであると推測される。他の特徴としては、「その他」の割合が年々増加し、一三年度においては二七・二%を占めていることが挙げられる。この「その他」を分析してみると「表11(下表)」に挙げられていない「契約締結等の時期の制限」に関するもの、「暇負担保責任の特約の制限」に関するもの、「ローン

手続き」に関するもの等、多岐にわたっていることから、宅地建物の取引に係る紛争相談の内容が多様化していることが窺える。

【表—11、図—11】

(2) 売買に係る紛争相談件数

宅地建物取引業者自らが売主として関与した宅地建物の取引に関する紛争相談件数一、五八五件を原因別にみると、「重要事項の不告知を含む重要事項説明等」に関するものが昨年度と同様に四四三件と最も多く、次いで「ローン解除を含む契約解除」に関するものが一〇二件、「誇大広告の禁止」に関するものが七五件、「違約金の支払い」に関するものが五九件、「相手方等の保護に欠ける行為の禁止」に関するもの五二件、「広告開始時期の制限」五一件等となっている。構成比の過去五年間の推移をみると、例年四分の一程度を占めている「重要事項の不告知を含む重要事項説明等」に関するものが、一三年度も同様に二六・一％と最も高い構成比を占めていること、一三年度は若干減少したものの、「相手方等の保護に欠ける行為の禁止」に関するものが増加傾向にあること等が特徴となつ

ている。

【表—12、図—12】

(3) 売買の媒介代理に係る紛争相談件数

宅地建物取引業者が媒介又は代理として関与した宅地建物の取引に関する紛争相談件数一、五八二件を原因別にみると、「重要事項の不告知を含む重要事項説明等」に関するものが昨年度と同様に三五六件と最も多く、次いで「ローン解除を含む契約解除」に関するものが一四七件、「媒介・代理に伴う書面の交付」に関するものが七八件、「預り金・申込証拠金等の返還」に関するものが七六件、「高額報酬の請求を含む報酬」に関するものが六〇件、「相手方等の保護に欠ける行為の禁止」に関するものが五〇件等となっている。構成比の過去五年間の推移をみると、昨年度と比較すると若干は減少しているものの、「ローン解除を含む契約解除」に関するもの、「相手方等の保護に欠ける行為の禁止」に関するものが五年前より高い構成比を示している。一方、「手付金、中間金等の返還」に関するもの、「高額報酬の請求を含む報酬」に関するものについては、若干ではあるが減少傾向にあること等が特徴である。【表—13、図—13】

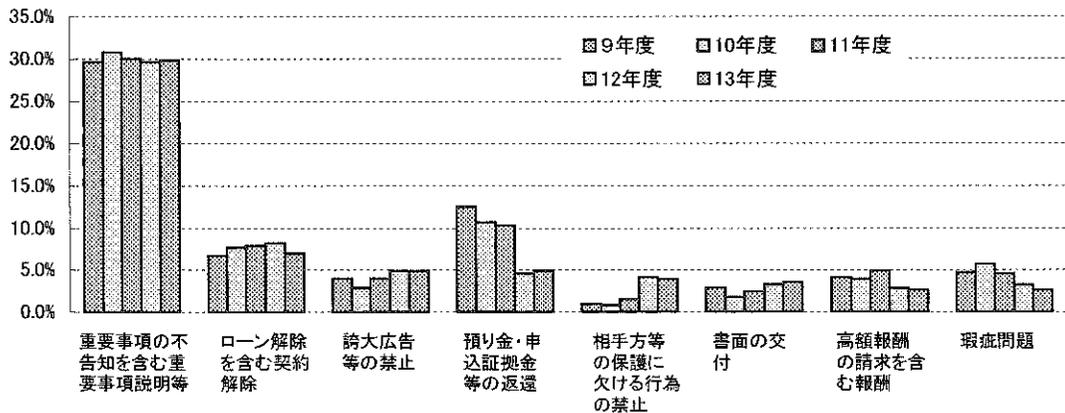
(4) 賃貸の媒介代理に係る紛争相談件数

宅地建物取引業者が賃貸の媒介又は代理として関与した宅地建物の取引に関する紛争相談件数一、〇八七件を原因別にみると、「重要事項の不告知を含む重要事項説明等」に関するものが昨年度と同様に四〇八件と最も多く、次いで「預り金・申込証拠金等の返還」に関するものが九七件、「誇大広告等の禁止」に関するものが九四件、「書面の交付」に関するものが六一件、「相手方等の保護に欠ける行為の禁止」に関するものが五一件、「高額報酬の請求を含む報酬」が四一件、「契約解除」に関するものが二六件等となっている。構成仕の過去五年間の推移をみると、例年四割近く占めている「重要事項の不告知を含む重要事項説明等」に関するものが一三年度も同様に三七・五％と最も高い数値を示している。また、一三年度は若干減少しているが、「誇大広告等の禁止」に関するものが五年前と比べて、この二年間で急増しているのが特徴である。【表—14、図—14】

【表－11】 主要原因別紛争相談件数（全体件数）

	9年度		10年度		11年度		12年度		13年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
重要事項の不告知を含む重要事項説明等	1,479	29.6%	1,359	30.8%	1,137	30.0%	1,144	29.6%	1,177	29.8%
ローン解除を含む契約解除	338	6.7%	338	7.7%	301	7.9%	318	8.2%	275	7.0%
誇大広告等の禁止	198	4.0%	128	2.9%	151	4.0%	188	4.9%	193	4.9%
預り金、申込証拠金等の返還	624	12.5%	470	10.7%	391	10.3%	179	4.6%	192	4.9%
相手方等の保護に欠ける行為の禁止	44	0.9%	37	0.8%	56	1.5%	158	4.1%	153	3.9%
書面の交付	144	2.9%	80	1.8%	92	2.4%	129	3.3%	139	3.5%
高額報酬の請求を含む報酬	204	4.1%	171	3.9%	186	4.9%	107	2.8%	101	2.6%
瑕疵問題	235	4.7%	251	5.7%	173	4.6%	125	3.2%	101	2.6%
手付金、中間金等の返還	306	6.1%	159	3.6%	175	4.6%	97	2.5%	96	2.4%
媒介・代理に伴う書面の交付	158	3.2%	106	2.4%	100	2.6%	90	2.3%	91	2.3%
広告開始時期の制限	71	1.4%	30	0.7%	37	1.0%	81	2.1%	85	2.1%
取引態様の明示	64	1.3%	29	0.7%	37	1.0%	78	2.0%	83	2.1%
登記・引渡し	81	1.6%	120	2.7%	57	1.5%	61	1.6%	67	1.7%
違約金の支払い	38	0.8%	15	0.3%	39	1.0%	74	1.9%	67	1.7%
日影、眺望境界等相隣関係	40	0.8%	63	1.4%	37	1.0%	57	1.5%	53	1.3%
手付金等の保全	46	0.9%	15	0.3%	26	0.7%	39	1.0%	44	1.1%
契約締結等の時期の制限	68	1.4%	15	0.3%	27	0.7%	34	0.9%	36	0.9%
瑕疵担保責任の特約の制限	7	0.1%	5	0.1%	23	0.6%	29	0.7%	31	0.8%
その他	850	17.0%	1,021	23.2%	750	19.7%	881	22.8%	971	24.4%
合計	4,995	100.0%	4,412	100.0%	3,795	100.0%	3,869	100.0%	3,955	100.0%

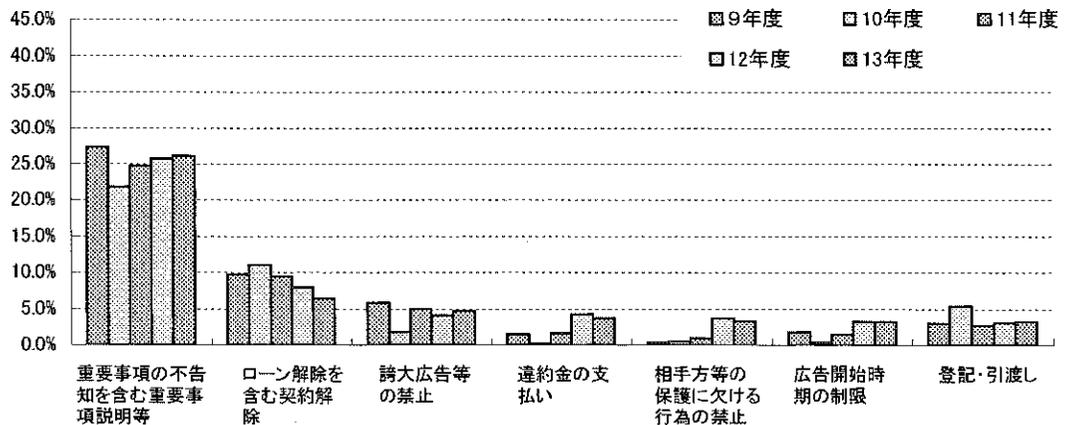
【図－11】 上位8項目（平成13年度）の構成比の推移（全体件数）



【表－12】 主要原因別紛争相談件数（売買に係る紛争相談）

	9年度		10年度		11年度		12年度		13年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
重要事項の不告知を含む重要事項説明等	573	27.3%	410	21.8%	370	24.7%	406	25.7%	413	26.1%
ローン解除を含む契約解除	203	9.7%	208	11.0%	143	9.5%	126	8.0%	102	6.4%
誇大広告等の禁止	121	5.8%	34	1.8%	75	5.0%	65	4.1%	75	4.7%
違約金の支払い	31	1.5%	4	0.2%	24	1.6%	66	4.2%	59	3.7%
相手方等の保護に欠ける行為の禁止	7	0.3%	10	0.5%	14	0.9%	58	3.7%	52	3.3%
広告開始時期の制限	37	1.8%	7	0.4%	23	1.5%	51	3.2%	51	3.2%
登記・引渡し	62	3.0%	102	5.4%	40	2.7%	49	3.1%	51	3.2%
瑕疵問題(瑕疵補修を含む)	161	7.7%	229	12.2%	120	8.0%	62	3.9%	51	3.2%
手付金等の保全	46	2.2%	15	0.8%	26	1.7%	39	2.5%	44	2.8%
手付金、中間金等の返還	182	8.7%	83	4.4%	107	7.1%	39	2.5%	39	2.5%
書面の交付	64	3.1%	37	2.0%	39	2.6%	36	2.3%	38	2.4%
取引態様の明示	27	1.3%	12	0.6%	15	1.0%	30	1.9%	33	2.1%
契約締結等の時期の制限	29	1.4%	8	0.4%	20	1.3%	29	1.8%	31	2.0%
瑕疵担保責任の特約の制限	7	0.3%	5	0.3%	23	1.5%	29	1.8%	31	2.0%
預り金、申込証拠金等の返還	140	6.7%	128	6.8%	79	5.3%	17	1.1%	19	1.2%
日影、眺望、境界等相隣関係	13	0.6%	50	2.7%	18	1.2%	18	1.1%	19	1.2%
その他	393	18.6%	542	28.7%	364	24.4%	462	29.1%	477	30.0%
合計	2,096	100.0%	1,884	100.0%	1,500	100.0%	1,582	100.0%	1,585	100.0%

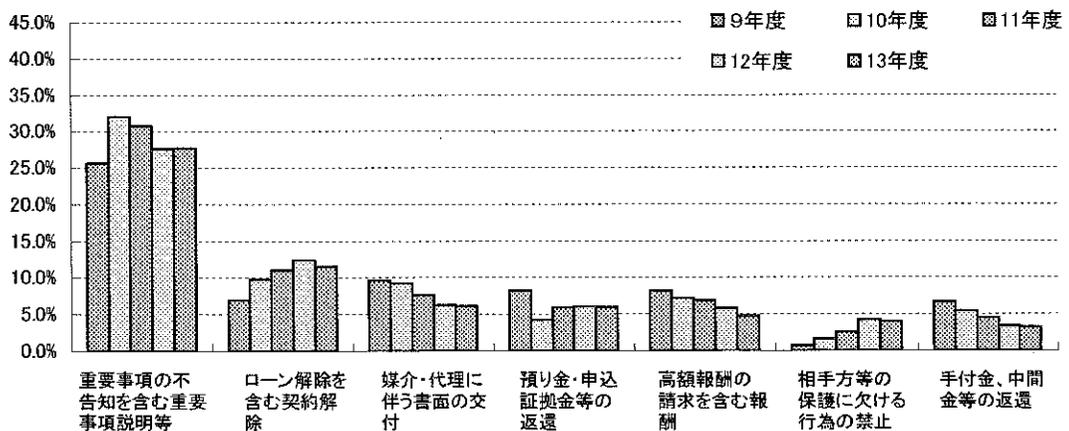
【図－12】 上位7項目（平成13年度）の構成比の推移（売買に係る紛争相談）



【表-13】 主要原因別紛争相談件数（売買の媒介・代理に係る紛争相談）

	9年度		10年度		11年度		12年度		13年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
重要事項の不告知を含む重要事項説明等	413	25.6%	370	32.0%	388	30.7%	350	27.6%	356	27.7%
ローン解除を含む契約解除	112	6.9%	112	9.7%	139	11.0%	157	12.4%	147	11.5%
媒介・代理に伴う書面の交付	155	9.6%	106	9.2%	96	7.6%	79	6.2%	78	6.1%
預り金、申込証拠金等の返還	132	8.2%	49	4.2%	74	5.9%	76	6.0%	76	5.9%
高額報酬の請求を含む請求	131	8.1%	82	7.1%	86	6.8%	73	5.8%	60	4.7%
相手方等の保護に欠ける行為の禁止	12	0.7%	18	1.6%	31	2.5%	53	4.2%	50	3.9%
手付金、中間金等の返還	107	6.6%	63	5.4%	57	4.5%	42	3.3%	41	3.2%
書面の交付	54	3.3%	27	2.3%	27	2.1%	38	3.0%	40	3.1%
瑕疵問題（瑕疵補修を含む）	69	4.3%	13	1.1%	46	3.6%	45	3.5%	35	2.7%
取引態様の明示	28	1.7%	9	0.8%	13	1.0%	29	2.3%	33	2.6%
誇大広告等の禁止	57	3.5%	20	1.7%	37	2.9%	29	2.3%	24	1.9%
広告開始時期の制限	34	2.1%	6	0.5%	14	1.1%	18	1.4%	24	1.9%
日影、眺望、境界等相隣関係	23	1.4%	10	0.9%	17	1.3%	29	2.3%	24	1.9%
登記・引渡し	18	1.1%	16	1.4%	16	1.3%	4	0.3%	11	0.9%
契約締結時期等の制限	16	1.0%	7	0.6%	6	0.5%	5	0.4%	4	0.3%
違約金の支払い	3	0.2%	5	0.4%	4	0.3%	7	0.6%	4	0.3%
その他	249	15.7%	243	21.1%	211	16.9%	234	18.4%	276	21.4%
合計	1,613	100.0%	1,156	100.0%	1,262	100.0%	1,268	100.0%	1,283	100.0%

【図-13】 上位7項目（平成13年度）の構成比の推移（売買の媒介・代理に係る紛争）



【表-14】 主要原因別紛争相談件数（貸貸の媒介・代理に係る紛争相談）

	9年度		10年度		11年度		12年度		13年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
重要事項の不告知を含む重要事項説明等	493	38.3%	579	42.2%	379	36.7%	388	38.1%	408	37.5%
預り金、申込証拠金等の返還	352	27.4%	293	21.4%	238	23.0%	86	8.4%	97	8.9%
誇大広告等の禁止	20	1.6%	74	5.4%	39	3.8%	94	9.2%	94	8.6%
書面の交付	26	2.0%	16	1.2%	26	2.5%	55	5.4%	61	5.6%
相手方等の保護に欠ける行為の禁止	25	1.9%	9	0.7%	11	1.1%	47	4.6%	51	4.7%
高額報酬の請求を含む報酬	73	5.7%	89	6.5%	100	9.7%	34	3.3%	41	3.8%
ローン解除を含む契約解除	23	1.8%	18	1.3%	19	1.8%	35	3.4%	26	2.4%
取引態様の明示	9	0.7%	8	0.6%	9	0.9%	19	1.9%	17	1.6%
手付金、中間金等の返還	17	1.3%	13	0.9%	11	1.1%	16	1.6%	16	1.5%
瑕疵問題(瑕疵補修を含む)	5	0.4%	9	0.7%	7	0.7%	18	1.8%	15	1.4%
媒介・代理に伴う書面の交付	3	0.2%	0	0.0%	4	0.4%	11	1.1%	13	1.2%
広告開始時期の制限	0	0.0%	17	1.2%	0	0.0%	12	1.2%	10	0.9%
日影、眺望、境界等相隣関係	4	0.3%	3	0.2%	2	0.2%	10	1.0%	10	0.9%
登記・引渡し	1	0.1%	2	0.1%	1	0.1%	8	0.8%	5	0.5%
違約金の支払い	4	0.3%	6	0.4%	11	1.1%	1	0.1%	4	0.4%
契約締結時期等の制限	23	1.8%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	1	0.1%
その他	208	16.2%	236	17.2%	175	16.8%	185	18.1%	218	20.0%
合計	1,286	100.0%	1,372	100.0%	1,033	100.0%	1,019	100.0%	1,087	100.0%

【図-14】 上位7項目（平成13年度）の構成比の推移（貸貸の媒介・代理に係る紛争相談）

